

就任にあたって

商工組合中央金庫盛岡支店

支店長 和田 晴朗



3月の下旬に東京より着任いたしました和田でございます。景況感が厳しくなっている現況下、重責ではございますが、どうぞよろしく願いいたします。

これまで、東京、大阪、札幌、浜松、高知といったところで勤務して参りました。東北地方での勤務は今回が初めてでございます。これまで、それぞれの地域の産業や歴史などに触れ、仕事の面でも様々な思い出がありますが、是非今回は岩手県や盛岡の産業、歴史、文化などを学び、自らの糧にできればと思っております。商工中金の職員はいわゆる転勤族であり、短い期間ではありますが、その地域を知ることが出来るという楽しみがあります。私も「岩手県のスポークスマン」になれるよう日々勉強していきたくと思っています。

景気の話ですが、公表データや指標などよりも、実態はもっと厳しいのではないかというのが実感です。円高や原材料価格の高騰などで価格の転嫁ができずに、先行きを不安に思っているお取引先様も多くいらっしゃいます。支店の職員には、「県内を出来る限り廻り、お取引先様の生の声を聞き、一緒になって考えるようにしてほしい」と話しています。そうした中で、全国ネットワークを生かした情報提供を行ったり、ABLなどの新しい融資手法を使ったりすることなどで少しでもお役に立てるよう、また、融資においては、長期安定的なお取引を第一に考えて、お取引先様との信頼関係をより強く、確かなものにしていきたくと思います。

また、地域の金融機関の皆様とも、協調融資などで連携しながら、地域経済の活性化に貢献していきたくと思っています。

さて、ご案内の通り、商工中金は本年10月1日に株式会社に移行いたします。その後概ね5年から7年を目途として政府保有株式の全部が処分され、中小企業金融機能を維持するために必要な措置を講じられた上で完全民営化いたします。

今後とも中小企業組合と中小企業の皆様の成長に貢献するという使命は全く変えずに、お取引先様によりお役に立てるサービスを提供し、「中小企業の、中小企業による、中小企業のための金融機関」として、これまで以上に信頼され、支持されるよう、努力を続けてまいります。

中央会様および会員の皆様のご発展を祈念いたしますとともに、引続きご指導とお引き立てを賜りますようお願いいたします。

「地域力連携拠点事業」スタート！...中央会も支援拠点到

経済産業省では平成20年度より、地域中小企業が抱える「経営力の向上」、「新事業の展開」、「創業・再チャレンジ」、「事業承継」等の様々な課題解決に対応するために「地域力連携拠点事業」を創設。

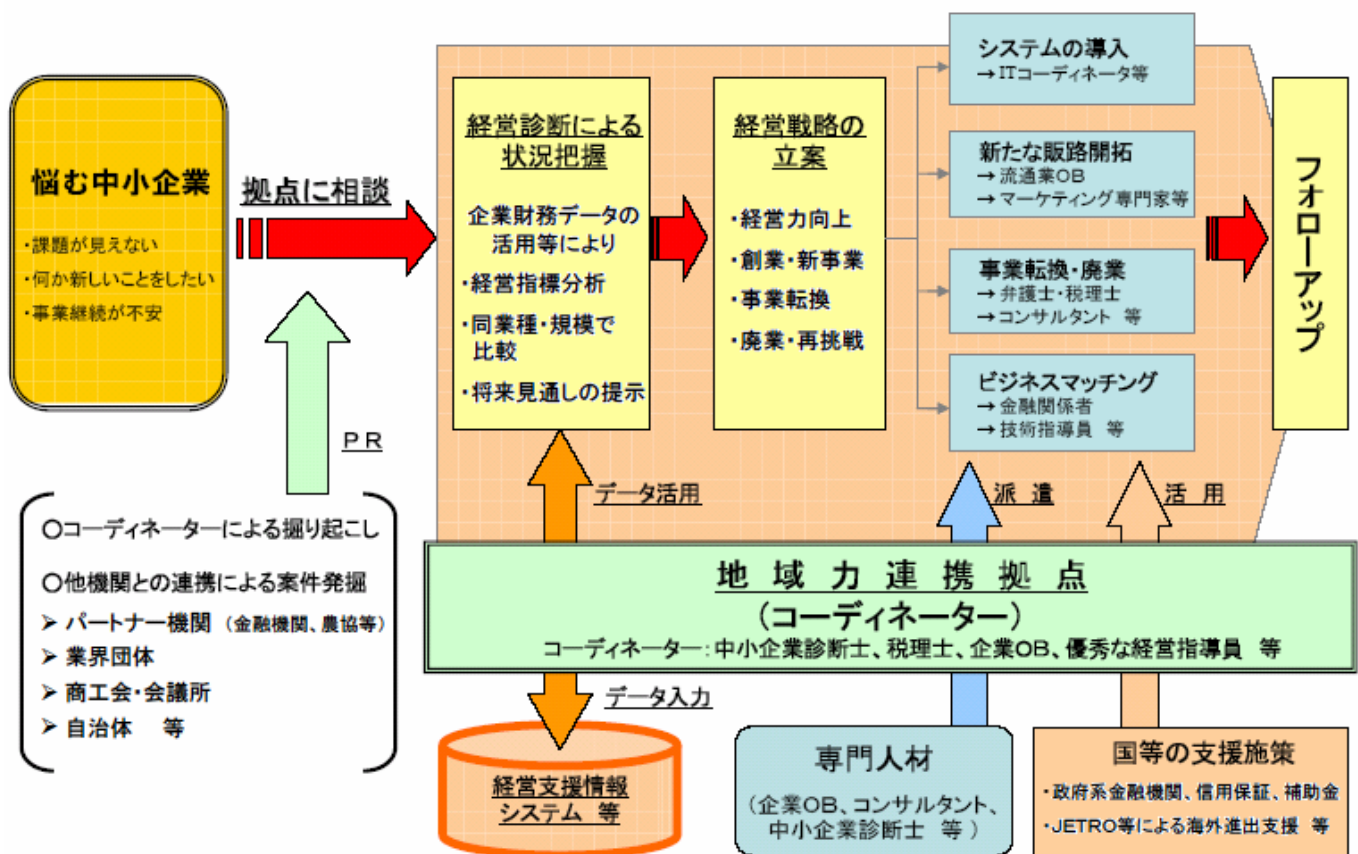
本事業は、各地域に設置、業務を委託する「連携拠点(以下「拠点」と記載)」に「応援コーディネーター」を配置し、個別相談の窓口としてあたるほか、専門家指導等を交え、具体的支援をきめ細かに行うものである。

今年度は拠点として全国で316機関が採択され、本県では、中央会のほか4機関((財)いわて産業振興センター、岩手県商工会連合会、盛岡商工会議所、水沢商工会議所)が採択され平成20年5月30日(金)から全国一斉に事業を開始する。

- 地域の資源を活用して地域ブランドを作りたい
- 農林水産業者と連携して、新商品を開発したい
- 新規事業立ち上げ、経営革新を図りたい
- 情報化で経営を向上したい
- 知的財産を活用したい
- 事業の継続が不安、事業をスムーズに承継させたい

「地域力連携拠点」は、こうした企業のお悩みに答えるための事業です

地域力連携拠点の支援の流れ



支援の内容

各拠点は、応援コーディネーターを中心に、他の中小企業支援機関(パートナー機関等)と連携し、以下のよう
な事業について全般的に実施するとともに、各拠点は、
強みを持つ事業分野を選択し重点的に支援を実施する。

1. 経営力の向上支援事業

(1) 新たな経営方法の導入

ITを活用した経営管理

ITを活用した財務会計の整備や管理会計の導入
等の仕組み等を支援する。

見えない資産の把握・活用(知的資産経営)

独自の技術や創造力(知的財産)、人脈や信頼等の
無形の資産(知的資産)を活用する取組を支援する。

(2) 新事業展開

経営革新

小規模企業等の新事業展開に向けた計画策定・実
施・検証(PDCA)を支援する。

地域資源活用

地域の特徴的な素材や技術(地域資源)の活用によ
って、小規模企業等が新商品開発や販路開拓、ブラ
ンド力構築等を行う際に必要とする、情報提供や具
体的な助言、専門家の紹介等を支援する。

農商工等連携

農林漁業者との連携によって、小規模企業等が新
商品開発や販路開拓、ブランド力構築等を行う際に
必要とする、情報提供や具体的な助言、専門家の紹
介等を支援する。

2. 創業・再チャレンジ支援事業

(1) 創業支援

創業を目指す者を支援する。

(2) 再チャレンジ支援

事業継続の見通しが見つからない小規模企業等経営者
の事業転換や廃業経験者の再起業(再創業)を支援す
る。

3. 事業承継支援事業

後継者不在による廃業に伴う雇用・技術の喪失を防

止するため、あらゆる事業承継のニーズに対応したワ
ンストップサービスを応援コーディネーターを中心に
行う。

支援方法

1. 相談事業

応援コーディネーター又は専門家が小規模企業等
を訪問し、企業が抱える経営課題の解決に向け、指導
を行うほか、拠点に相談窓口を設置し、応援コーディ
ネーター又は専門家が小規模企業等からの相談に応じ、
経営課題を把握し、経営力の向上、創業・再チャレン
ジ及び事業承継等の課題に応じた支援を行う。

2. 専門家派遣事業

経営力の向上、創業・再チャレンジ及び事業承継を
目指す小規模企業等に経営企画、情報化、マーケッテ
ィング等の専門家を派遣し、当該小規模企業等が抱え
る個別的な課題に対し助言・支援を行う。

3. 情報提供

本事業の広報や関連する情報の提供を行うととも
に、セミナー等(講習会、研修、研究会等)の開催、事
例集の作成等を通じて、小規模企業等の課題解決に有
益な情報等の普及を行う。

4. 調査・研究

小規模企業等の経営力の向上、創業・再チャレンジ、
事業承継等の課題解決のために必要な調査や応援コー
ディネーター等の活動を円滑化するために必要な情報
等を収集し、分析する。

5. マッチング

経営力の向上、創業・再チャレンジの課題解決に当
たり、小規模企業等が必要とする経営資源(人材、技術、
流通網等)を有する企業等とのマッチング及び事業承
継支援事業における、後継者不在等により、廃業の危
険性がある企業と開業希望者のマッチング交流会等を
開催する。

本件に関するお問い合わせや具体的な相談は、中央会統括指導センターまたは市場開発部まで

平成 20 年度 専門委員会を開催

本会では、6月3日(火)に、産業活性化委員会及び地域活力強化委員会の両専門委員会を開催した。

この委員会は、中小企業組織化支援事業の推進を図り、本会の更なる政策提言機能強化を図るため平成15年度から設置したもので、中小企業団体岩手県大会、中小企業団体全国大会等に対し、種々の政策提言を行うこととしている。

本会役員(会長を除く。)を地域活力強化委員会(商業関係者)と、産業活性化委員会(工業関係者)の委員に委嘱し、提出議案について協議を行った。今後開催する、組合代表者との地区別懇談会での意見要望を受けた後、提出議案を取り纏めることとなる。

専門委員会による取り纏めの結果を以下に紹介する。



【地域活力強化委員会開催風景】

専門委員会で取り纏めた提出議案

1. 中小企業対策、中小企業連携組織対策

(1) 国は、中小企業が地域資源を活用した創業・経営革新・新連携・農商工連携・産学官連携等に積極果敢に取り組んでいけるよう、中小企業対策予算の大幅増額等、中小企業を積極的に支援していくための諸施策を更に拡充・強化すること。

加えて、施策の活用を促し実効を挙げていくためには、中小企業組合等の連携組織を通じた支援が重要であり、この連携組織を支援・指導する唯一の組織専門支援機関である中小企業団体中央会の事業費及び指導体制の維持に係る予算措置が、地方自治体によって確実に実行されるよう、国は各都道府県に対して強力に働きかけること。

(2) 「成長力底上げ戦略」の三本柱の一つである中小企業底上げ戦略の推進に当たっては、中小企業の経営力向上や付加価値向上等、中小企業の生産性の向上を第一義とし、あわせて税制上の優遇措置等のあらゆる財政措置を講ずること。

(3) 全国中央会を窓口とした全国枠以外の組合等への補助金については、地方の組合等の実態を十分に把握している各都道府県中央会を窓口とする取扱に戻すこと。

2. 労働・社会保障制度改革

(1) パートタイマー労働者の非課税限度額の大幅な引き上げについて

中小企業の現場における繁忙期等の人員確保を円滑に行えるよう、パートタイム労働者に対する所得税の非課税限度額及び社会保険の適用年収水準を大幅に引き上げること。

(2) 人材育成について

中小企業の従業員や後継者の継続的なキャリア形成を体系的に支援するため、能力開発・教育訓練システムを整備・充実するなど、中小企業に対する人材育成支援を抜本的に強化すること。また、中小企業が中小企業組合等を活用して実施する従業員等の共同教育訓練に対する支援を拡充・強化すること。

(3) 労働時間法制度について

労働時間法制度の見直しにあたっては、中小企業の経営・雇用管理等に重大な影響を及ぼすものであることから、その実態を踏まえ、業種・業態の特性を考慮した制度設計など、統一的・画一的なルールで拘束することにならないよう検討すること。

(4) 最低賃金の引き上げについて

最低賃金の引き上げは、中小企業に与える

影響が極めて大きいことから、拙速に行うべきではなく、あくまで中小企業全体の底上げ、生産性の向上の結果として、それを反映して行うこと。

(5) 社会保障について

パートタイム労働者への厚生年金の適用拡大を定めた「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(継続審議案件)は、中小企業の企業活力や雇用面に大きな影響を与えることから、適用範囲や猶予期間を見直すなど再度検討を行うこと。

3 . 金融対策

(1) 信用補完制度・予約保証制度の創設について

中小企業が緊急に資金を必要とするときに迅速な資金調達を行えるよう、信用保証協会に予め保証予約料の支払いや融資を受ける際に予約料見合の保証料を支払う「予約保証制度」が創設されることとなったが、導入にあたっては中小企業が利用しやすい制度設計とすること。

(2) 中小企業高度化事業について

金利負担の更なる軽減及び既往貸付の条件変更に係る各種要件緩和等、環境変化に対応した改善・見直しを行うとともに、診断等の借入手続きの一層の簡素化も併せて実施すること。

(3) 卸売業団地、工業団地及び商店街の組合員の倒産・廃業等によって生じた跡地について、組合員の円滑な入れ替え等ができるようにするため、組合が一時的に買い取る場合の借入金に係る支援措置を講ずること。また一時取得に係る不動産取得税、登録免許税、消費税等について大幅な軽減策を講ずること。

4 . 官公需対策

国及び地方公共団体は、官公需法や毎年閣議決定されている「国等の契約の方針」に基づき、中小企業者や官公需適格組合への発注の増大に努めること。

また、国等の発注については、ダンピング

入札の排除措置として最低制限価格制度を導入し、適正価格での発注を行うこと。なお、採算を度外視したダンピングについては、独占禁止法上の「不当廉売」として厳正に対処すること。

5 . 環境・資源・安全対策

(1) 中小企業の連携組織が、ゼロエミッション事業を含めた3R推進事業(廃棄物の低減と再資源化)を構築促進するため、環境負荷低減のための技術開発、リサイクル事業に対して、税制上の優遇、助成等の支援策の更なる強化を図ること。

(2) 国及び地方公共団体は産廃等の最終処分場の建設を促進し、中小企業組合等が共同で産廃等を処理するための設備導入等に対する支援及び廃棄物の収集運搬に係る許可制度や手続きの簡素化等をより一層推進すること。

6 . 中小物流業支援

(1) 燃料価格の上昇によるコストの増分を、別建ての運賃として設定する燃料サーチャージ制の導入については、個々の事業者の取り組みに任せるのではなく、時限的に国の管理下で燃料サーチャージ額を決定・導入する制度に改めること。

(2) タクシー業界では、法律の規制緩和により新規参入が相次ぎ競争が激化している。短距離初乗り運賃の低料金化等が進展し、厳しい経営を余儀なくされており、過度な規制緩和の見直しを行うこと。

(3) 労働安全衛生法及びフォークリフト運転技能講習規程に基づくフォークリフト運転技能講習については、小規模・零細企業等の労務実態を勘案し、学科講習及び実技講習時間の短縮を図ること。

7 . 中心市街地、商店街活性化対策

商店街の多様な社会的機能を有効に活用する観点から、商店街環境整備事業、新たな就業機会創出や少子高齢化等の対応事業に取り組む商店街振興組合等に対する支援策を拡

充・強化すること。

8 . 外国人研修制度

外国人研修制度の見直しについては、多くの中小企業が導入している団体管理型研修・技能実習制度の枠組みを維持するとともに、大企業・中小企業を問わず利用できる高度技能実習制度(再技能実習制度)を導入すること。

なお、技能実習生の厚生年金加入については、年金制度となじむものではないので、全額免除とすること。

9 . 中小企業関係税制対策

中小企業の積極的な事業展開を促進するために税制の改正が不可欠であることから、次の措置をとること。

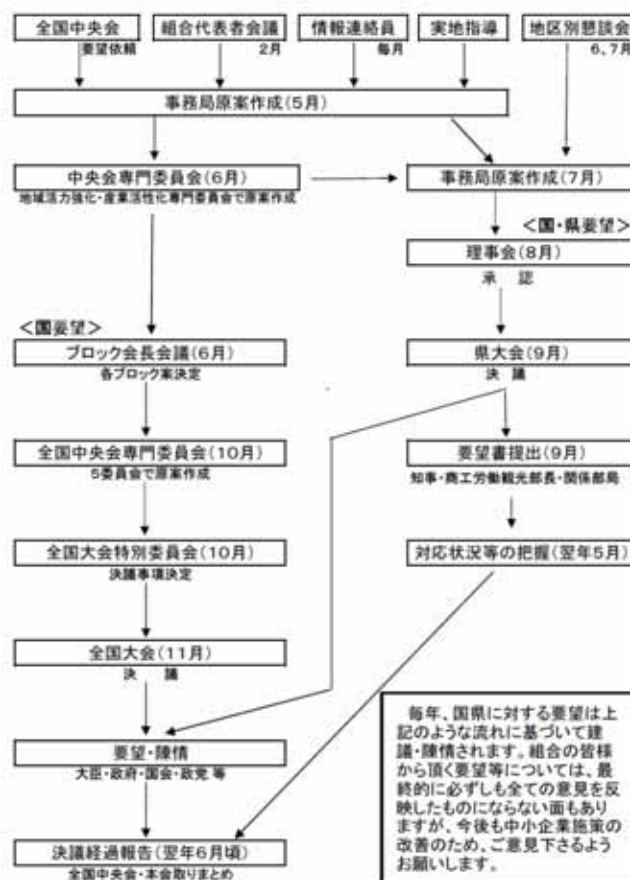
- (1) 法人税法上等の中小法人の定義を中小企業基本法に倣い資本金3億円とすること。
- (2) 中小法人に対する法人税の軽減税率(現行22%)の引下げ及び適用所得範囲(現行800万円まで)の引上げを行うこと。
- (3) 中小企業に配慮した特別措置(国税の特別措置、地方税の特例措置)は継続延長すること。
- (4) 消費税の税率の引上げは行わないこと。
- (5) 法人事業税の外形標準課税については、資本金等1億円以下の法人への課税対象の拡大は行わないこと。
- (6) 中小法人(資本金等1億円以下)の交際費の損金算入限度額(年間400万円までの支出額の90%)の引上げを行うこと。
- (7) 法人税基本通達2-1-33について、ポイントカード、商品券等に係る未引換分の収益計上時期規定の廃止若しくは延長等、同通達の見直しを行うこと。
- (8) 固定資産税の負担軽減措置の強化を行うこと。
- (9) 消費税の申告については、通常総会の開催

を事業年度終了後3ヶ月以内に招集する旨の定款規定により、法人税及び地方税同様に「1ヶ月納税期限の延長による3ヶ月以内の申告延長の措置」を講ずること。

- (10) 受取書及び領収書に係る印紙税を廃止すること。
- (11) 特殊支配同族会社の役員給与に係る損金不算入制度

平成18年度税制改正で導入された同制度については、平成19年4月1日以降に開始する事業年度から適用除外基準である基準所得金額が1,600万円(従前800万円)に引き上げられ、基準がやや緩和されたものの、多くの中小企業に過度な増税を強いており、早期に廃止若しくは同同族会社の要件を緩和すること。

国・県に対する要望の流れは、以下のフロー図のとおりです。



組合役員の組合法改正に関する留意事項 vol.2

前回に引き続き、組合の役員に求められる様々な規制の中でも、特に法改正により新たに設けられた規定について紹介する。

1. 役員の「損害賠償責任」とは何か？

従来の組合法にも、役員の任務懈怠に基づく損害賠償責任が規定されていた。理事の責任免除には総組合員の同意を要し、責任消滅までの時効は10年(民法第167条第1項)という規定である。

今回の法改正により、役員(理事・監事)の任務懈怠責任については、役員が職務を行う際、「善意でかつ重大な過失がない」ときに限り、次の ~ の方法で、賠償額の「一部を免除」することができるようになった。

総会の特別議決

総会の特別議決により、「賠償額」から「最低責任限度額」を「控除」して得た額を「責任免除額」として、免責することができる。これは言い換えると、「賠償額」が「最低責任限度額」以上の額であった場合に、「最低責任限度額」までに責任を制限できるということである(中協法第38条の2第5項及び中協法施行規則第68条)。逆に、「賠償額」が「最低責任限度額」以下である場合は、「責任免除額」は当然にゼロとなる。「最低責任限度額」等の算定については、中協法第38条の2第5項及び中協法施行規則第68条により計算する。

定款に基づく理事会決議(但し、業務監査権限のある組合)

これは、予め「定款」に損害賠償責任の一部免除要件等を定めておくことで、責任を発生させる行為がなされる前に、「定款」により理事会に免責権限を与えておく方法である。免除できる額の限度はと同じだが、この方法をとるために定款の変更を総会提出議案とする場合は、監事の同意を要する(中協法第38条の2第7項)。同じく、定款の定めに基づく責任免除の議案を理事会に提出する場合も、監事の同意を要する。

員外理事・員外監事の責任限定契約

これは定款の定めにより、組合と員外理事・員外監事が「責任限定契約」を取り交わすことで、責任の限度額を予め定める方法である。この場合、「定款で定めた額の範囲内で予め組合が定めた額」と「法定の最低責任限度額」との「いずれか高い額を限度」として員外役員が賠償責任をする、との契約を「責任限定契約」で定めることとなる(中協法第38条の2第9項において準用する会社法第427条)。

2. 役員の資格要件とは？

役員の資格要件が導入され、役員となることができない場合が定められている(中協法第35条の4)。

新たに加えられた規定は、会社法の規定に違反し、刑の終了から2年を経過しない者等について、役員となることが禁止される旨の規定である。なお、「法人」「成年被後見人」「被保佐人」についても、従来どおり役員になることはできない。これは欠格事由と呼ばれるものであり、当然、欠格事由者を役員候補者として選出しても、その選出自体が法令違反であることから無効となるし、たとえその欠格事由者が役員への就任を承諾しても、役員になることはできない。

また、現に就任中の役員が欠格事由に該当するに至った場合、その役員は資格喪失により退任となり、当然に役員ではなくなるので注意する。

2008年版 中小企業白書の概要

経済産業省・中小企業庁では2008年中小企業白書を発表した。本稿では、その概要について抜粋により紹介する。本年は、第1部が「2007年度における中小企業の動向」、第2部は「中小企業の生産性の向上に向けて」、第3部では「地域経済と中小企業の活性化」となっており、中小企業の生産性の現状や中小企業が形成しているネットワークの実体等を示すと共に、原油高騰をはじめ、中小企業が直面している課題について分析等が行われている。

<第1部> 2007年度における中小企業の動向

2007年度の日本経済の動き

2002年2月から始まった現在の景気回復は、2002年後半からと2004年後半からの踊り場的な状況を経つつも、6年を超える戦後最長の期間にわたるものとなっている。この間の経済成長は海外の景気拡大に伴う輸出の高い伸びと、企業の収益改善に伴う設備投資の伸びによって牽引されてきた一方、家計消費は総じて伸び悩んでいる。

こうした中、2007年度においては、サブプライム住宅ローン問題、原油価格高騰、改正建築基準法の施行後の建築着工件数の減少という3つの外生的ショックが発生した。原油価格高騰と建築着工件数の減少は中小企業の業況や建築関連の産業に悪影響を与え、サブプライム住宅ローン問題の発生と相俟って、我が国経済の先行き不透明感を増大させている。

中小企業の景気動向

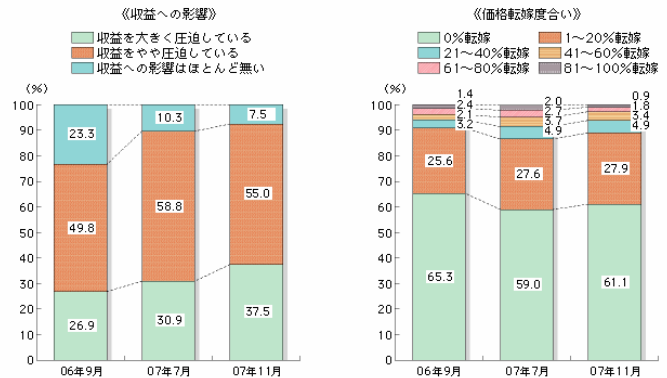
2007年度に中小企業は原油価格の高騰や改正建築基準法の施行後の建築着工件数の減少などの大きな外生的ショックに直面することとなった。

資本金2千万円未満の企業を含め、中小企業約1万9千社を対象にした中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」によると、小規模企業を含めた中小企業全体では、景況感はより厳しく、業況判断DI(前期と比べて「好転した」と回答した企業数から「悪化した」と回答した企業数を引いた値)は2006年4-6月期から2008年1-3月期までの8四半期連続で緩やかに低下を続けている。

中小企業の倒産件数の動向を見ると、現在の景気回復局面に入った後の概ね3年間は前年同期比で減少していたが、2006年頃から増加に転じている。業種別では、小売業の倒産件数が2005年に前年同期比での増加に転じ、その後、建設業と卸売業が2006年から、製造業が2007年から増加の傾向を示すようになった。

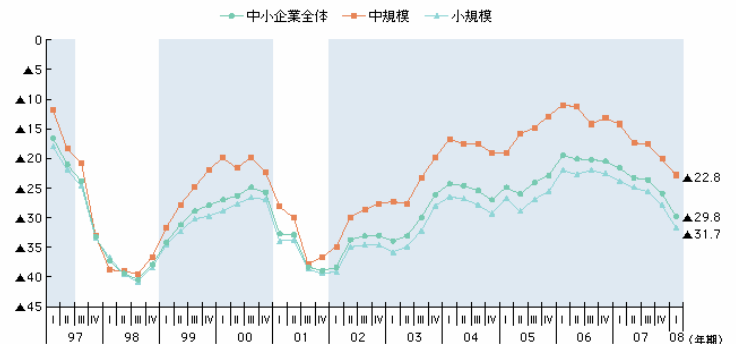
また、資本金1千万円以上1億円未満の企業と資本金1千万円未満の企業の売上高経常利益率は、2002年からの景気回復局面において緩やかに改善しているものの、資本金1億円以上の大企業との利益率の差は拡大している。とりわけ資本金1千万円未満の小規模な企業の利益率は低迷しており、資本金1億円以上の大企業との売上高経常利益率の差は、1992年度から2001

図1 原油価格上昇による中小企業への影響



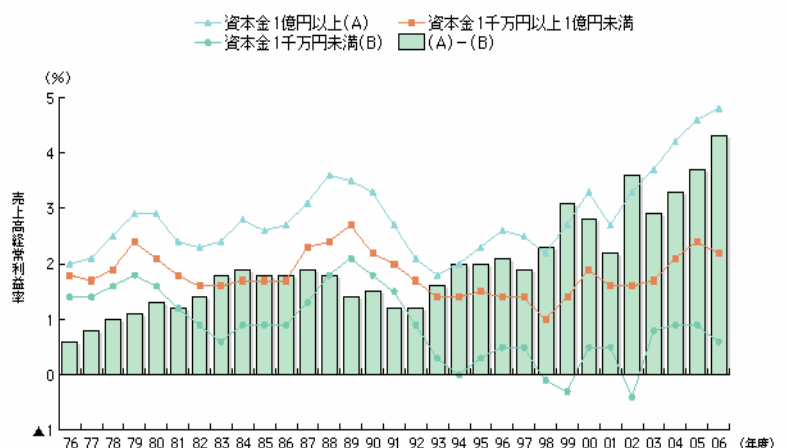
資料：中小企業庁・全国中小企業団体中央会・(財)全国中小企業取引振興協会「原油価格上昇による中小企業への影響調査」

図2 我が国の中小企業の業況判断DIの推移



資料：中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」
 (注) 1. 調査対象は小規模企業を含む中小企業約19,000社。小規模企業以外の中小企業を中規模企業とする。
 2. 業況判断DIは、前期に比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。
 3. 季節調整値。

図3 規模別売上高経常利益率の推移



資料：財務省「法人企業統計年報」

年度の10年間では平均2.1%であったが、2002年度から2006年度の5年間は平均3.6%に拡大している。2006年度には、その差は4.3%に拡大し、過去30年間での最大の値となっている。

さらに中小企業の利益率の低迷の背景には、原油価格高騰や改正建築基準法の施行後の建築着工件数の減少などの外生的ショックに加えて、中小企業が大きく依存する民間消費需要の伸び悩みがあると考えられる。

こうした状況を踏まえ、今後とも原油価格の高水準での推移等による中小企業の業況への影響に十分注視する必要がある一方、中小企業の業況を改善していく観点から、中小企業の生産性の向上を図り、利益を確保できる事業基盤の強化を図ることが重要であるとしている。

<第2部> 中小企業の生産性の向上に向けて 労働生産性の現状

我が国の労働生産性は先進各国に比べて低い水準であり、その伸び率も低下してきている。今後とも少子高齢化・人口減少が進行する中で労働生産性の向上をどのように図るかが焦眉の課題である。

また我が国と米国の労働生産性の変化をみると、我が国の労働生産性の伸び率は1980年代後半には4.2%であったが、1990年代に入った後、2%台に低下している。一方、アメリカの労働生産性の伸び率は1980年代後半及び1990年代前半は1%台に止まっているが、1990年代後半から2%台に上昇している。

我が国の企業数の99.7%、就業者数の69.4%、製造業の付加価値額の53.3%を中小企業が占めているが、製造業、情報通信業等の6業種すべてにおいて、中小企業の労働生産性の水準が大企業よりも低いことから、我が国全体の労働生産性の向上を図る上では、中小企業が生産性の向上が不可欠である。とりわけ、我が国のGDPに占める第三次産業の割合は7割弱に達し、経済のサービス化は今後とも一層進展すると見込まれているため、サービス産業の生産性の向上が必要との認識が高まっている。

中小企業によるITの活用

近年、パーソナルコンピュータ(以下、パソコン。)の価格の低下や通信環境の整備等に伴い、ITが日常生活や企業活動で一層浸透してきている。インターネットは9割近くの世帯に普及しており、大規模な企業ではほぼすべての企業がインターネットを活用している。また消費者による電子商取引の市場規模はより拡大している。

IT活用の基礎的ツールであるパソコンの保有状況を確認すると製造業の従業員一人当たりのパソコン保有台数が非製造業に比べて少ない傾向が見られるが、その背景としては製造業では製造工程に従事する従業員がパソコンを使用しない場合が多いこと等が考えられる。また、製造業・非製造業のいずれも、比較的小規模な企業でパソコンが装備されていないところが目立つ。

ITの活用は目的ではなく手段である。中小企業は、自らの経営目標を明確に定め、その目標を達成するために情報の収集・蓄積・分析・発信等を行うツールとしてのITを戦略的に活用していくことが期待される。

<第3部> 地域経済と中小企業の活性化 地域の中小企業の動向

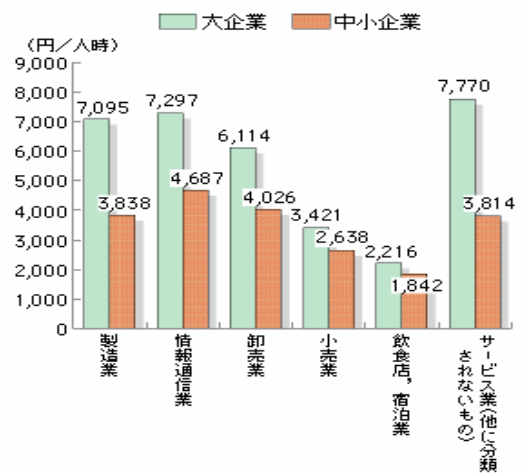
我が国経済は、地域、業種、企業規模ごとに業況の改善の程度に差異が生じている。2007年の中小企業の業況判断DIを見てみると、関東から中部、近畿にかけての地域の業況判断DIが他の地域と比較してやや高くなっていることが確認される。また、これらの地域ごとのばらつきは業種間では、製造業と非製造業に分けてみた場合、多くの県では製造業の業況判断DIの方が非製造業の業況判断DIより高い傾向にある。

製造業に関しては、総じて言えば関東から中国にかけて相対的に高い値となっているが、全体の業況判断DIの地域ごとのばらつきに比べて製造業の業況判断DIの地域ごとのばらつきは大きくなっている。

一方、非製造業に関しては、製造業と比して全体的に業況判断DIが低い、地域間の差異の程度は製造業の業況判断DIのばらつきに比べて小さい。

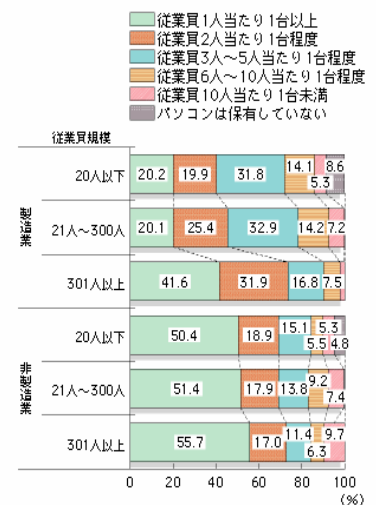
また、タウンページデータベースを利用して事業所の開業率・廃業率を算出すると2001年9月から常に廃

図4 労働生産性の水準



資料：経済産業省「企業活動基本調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」再編加工
(注) 2005年度における労働時間1時間当たりの付加価値額を示している。

図5 パソコンの装備状況



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「ITの活用に関するアンケート調査」(2007年11月)

業率が開業率を上回っており、事業所の減少傾向が続いている。

中小企業のネットワークの現状と課題

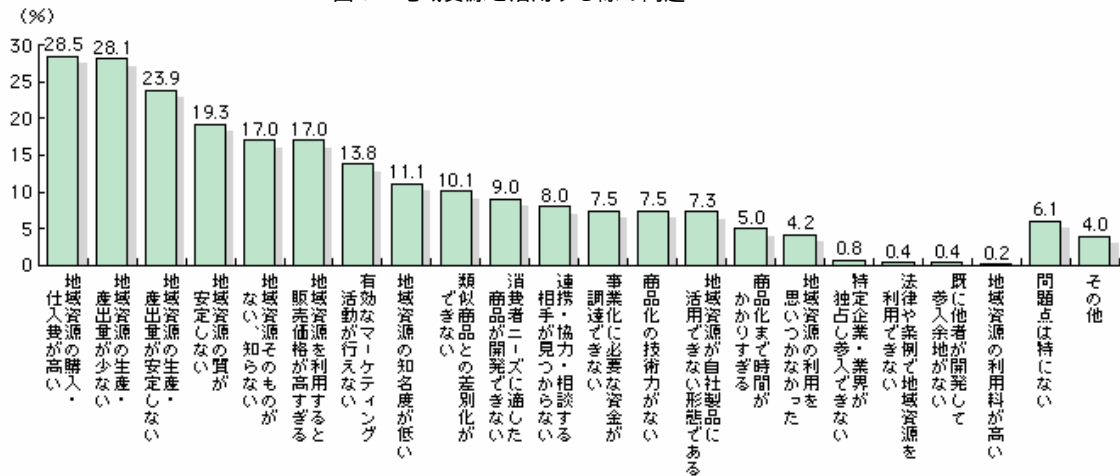
(株)三菱総合研究所が実施した「地域中小企業とネットワーク形成に向けた取組に関するアンケート調査」によると、中小企業のうち他の企業とともに事業連携活動に取り組んでいる企業の割合は19.2%となっており、業種別に見てみると、製造業やサービス業で連携している割合が相対的に高い一方、卸売業・小売業は相対的に低いことが分かる。

連携の具体的な内容としては、製造業では共同研究開発や共同生産が多い一方、卸売業では共同販売が突出して多いなど、業種ごとの特性に応じた相違がある。

農林水産資源活用に向けた地域中小企業のネットワーク

地域経済の活性化をどのように図っていくのかという観点からは、農林水産業が地方圏の産業構造に占める比重が相対的に大きく、また、製造業に占める食品製造業の割合も地方圏で高いことから、地域の農林水産資源を有効活用し、農林水産関連産業が活性化していくことが重要であるが、「地域資源アンケート調査」によると、地域資源の価格が高いことや産出量、質が安定しないなどの他に、商品は開発できても有効なマーケティング活動が行えないといった点も挙げられている

図6 地域資源を活用する際の問題



資料：(株)三菱総合研究所「地域中小企業の地域資源活用に向けた取組に関するアンケート調査」(2007年12月)
 (注) 複数回答のため合計が100を超える。

<結び>付加価値創造による生産性向上を目指して 中小企業の生産性の向上と地域経済の活性化

中小企業が労働生産性を向上させることは、低迷する中小企業の利益率の向上や業況の改善に資する。地方圏が都市圏に比べて総じて厳しい状況にあるが、地域の再生を図り、活性化させていく観点からも、地域経済を支える中小企業が労働生産性を向上させ、業況を改善させていくことが重要である。

総じての課題は、地域の中小企業が外部の主体との連携や取引関係の強化を通じて経営資源の不足を補完することにより、その潜在能力を十分に発揮させることができるかどうかであり、農商工連携や商店街とコミュニティビジネスの連携など、新たな連携を模索する動きも出てきているが、地域の中小企業が経済社会の変化に対応してネットワークを再構築し、新たな付加価値の創造に挑戦していくことは、地域経済の活性化を図るための鍵であり、労働生産性の向上にも寄与していくこととなる。

付加価値創造への挑戦

生産性の向上と地域活性化を図っていくため、中小企業は付加価値の創造の原動力となることが強く期待されている。付加価値の創造とは、人々の切実なニーズに応えていく、ということである。アジアを始めとした新興国のマーケットの拡大、食品の安全・安心、高齢者福祉、地球環境問題など、新たな対応を求めるニーズは増大の一途を辿っており、これらは中小企業にとってもビジネスチャンスとなり得る。

情報通信業や医療・福祉において開業率が高く、これはIT革命や高齢化の進展に伴ってニーズが高まっており、中小企業が活発に市場参入しているからであろう。

今後、中小企業が時代のニーズを捉えて新たな付加価値を創出し、収益を獲得していけるかどうか。そして、それにより中小企業で働く労働者の所得が増大し、家計消費が増大し、そのようにして創出された新たな需要が、中小企業がさらに付加価値を産み出すことを可能とする、という好循環を作り出していけるかどうか。我が国は大いなる試練の時を迎えていると言えよう。

改正組合法Q & A ~

本欄では、組合法改正に伴い本会指導員がお問い合わせを受けた質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q, 当組合は理事・監事の任期が「3年」なので、理事の任期を変更する必要がありますが、いつ頃変更したらよいでしょうか? ちなみに、当組合は3月決算の組合で、平成19年5月に役員改選を行いました。

A, 役員の任期に関する定款変更のタイミングは、従来、理事の任期が3年の定款規定の組合で、平成19年5月の通常総会で役員改選を行った場合、変更のパターンとしては次のとがある。

次回の役員改選期は平成22年5月に開催する通常総会であるが、事前に平成21年5月の通常総会（臨時総会の開催による変更も可）で、理事の任期を2年とする定款変更決議をする（この時、役員改選は行いません）ことが可能である。

ただし、「現理事の任期中は効力を発しない。」とする停止条件を付ける（議案上の原案、定款変更理由、総会議事録、附則などに記載）必要がある。

この停止条件により、現理事の任期は短縮されず、平成22年5月までとなり、この任期満了による役員改選で選出された理事は、以降2年の任期となる。

なお、監事も理事の任期に合わせて2年に変更する場合は、停止条件を「現役員の任期中は効力を発しない。」と記載すること。

次回役員改選を行う平成22年5月に開催する通常総会で、理事の任期を2年とする定款変更決議をすることも可能である。

この時、選出された理事の就任について停止条件を付す必要はないので、理事会を同日に開催し、役付理事を選出することが可能。

なお、監事も理事の任期に合わせて2年に変更し、選出することもできる。

【会 員 動 向】

岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合	創立50周年記念式典・祝賀会開催	5/9
	本年度で創立50周年を迎えた、岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合（澤田克司 理事長）の記念式典・祝賀会が開催され、多数の出席者のもと盛会裏に開催された。	
盛岡大通商店街協同組合	YOSAKOI さんさ	5/26
	盛岡大通商店街アーケードで「YOSAKOI さんさ」が開催された。今年で11回目を数え、44チームが参加。多くの人達で賑わった	
水沢鋳物工業協同組合	JR 駅に南部鉄器風鈴	5/28
	水沢鋳物工業協同組合（及川敬 理事長）が呼びかけ、組合職員及び水沢商工会議所、水沢観光協会などから17人が参加。JR水沢駅に1,500個、水沢江刺駅に500個を飾り付けた。風鈴の飾りつけは1963年から続けられており、風鈴は、両駅ともに9月末まで飾られる。	
花巻市上町商店街振興組合	NPO が街のコンシェルジェ事業を推進	6/6
	中高年の暮らしをサポートしながら、商店街の賑わいを取り戻そうと、花巻市上町商店街で、街のコンシェルジェ花巻NPO（熊谷隆明 理事長）が「街のコンシェルジェ」事業を開始。 半径1.5km以内に住む50歳以上を対象に、生活の中での困りごとの相談に乗り、その問題を解決できるボランティアとの橋渡し役を務める。	

-平成20年7月1日 最低賃金法が変わります-

最低賃金の決定基準や罰金の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われます

【改正の概要】

1 地域別最低賃金

地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮することとなる。(最低賃金法第9条第3項)具体的な金額は、都道府県ごとに決定される。(詳しくは、厚生労働省ホームページ、都道府県労働局ホームページに掲載されていますので、ご確認下さい。)

地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合の罰金の上限額が2万円から50万円に引き上げられる。(最低賃金法第4条第1項、第40条)

2 産業別最低賃金

産業別最低賃金を下回る賃金を支払った場合については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法第24条の賃金の全額払違反の罰則(労働基準法第120条。罰金の上限額30万円。)が適用される。ただし、産業別最低賃金が適用される労働者に地域別最低賃金を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法違反(罰金の上限50万円)となる。(最低賃金法第6条第2項、第4条第1項、第40条)

3 適用除外規定の見直し

全ての労働者に最低賃金を適用するため、障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受けているもの等に関する適用除外許可規定が廃止され、最低賃金の減額特例許可規定が新設される。(最低賃金法第7条)

4 派遣労働者の適用最低賃金

派遣労働者については、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用される。(最低賃金法第13条、第18条)

5 最低賃金額の表示が時間額のみ

時間額、日額、週額又は月額で定めることとされていた最低賃金額の表示単位が、時間額のみとなる。(最低賃金法第3条)

6 施行期日等

公布期日は、平成19年12月5日、施行期日は平成20年7月1日。

【最低賃金法の一部を改正する法律Q&A】

Q. 最低賃金法改正によって最低賃金はただちに改訂されるのですか？

改正最低賃金法(以下、「改正法」)の施行の際に有効である最低賃金については、次の改訂までの間は改正法に基づいて決定された最低賃金とみなされることから、改正法の施行の際にただちに改訂は行いません。

地域別最低賃金については毎年10月ごろ、産業別最低賃金については毎年10月～2月の間に改訂されていますので、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)などでご確認下さい。なお、現在決定されている岩手県の地域別最低賃金は**619円**となっております。

詳細については、厚生労働省のホームページをご参照下さい。

厚生労働省ホームページURL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/saiteichingin02/index.html>

-特許法の一部改正について-

平成 20 年 6 月 1 日から、特許・商標関係料金が引き下げられます！

特許法等の一部を改正する法律(以下、「改正法」。)等の施行(注)により、特許、商標権を取得するための各種料金が以下のとおり改定(引き下げ)されます。

この各種料金は、改正法等の施行日である平成 20 年 6 月 1 日以降に納付される料金から適用となります。改正法等の施行日前後に特許・商標関係料金の納付を予定されている方はご留意願います。

(注)平成 20 年 6 月 1 日に施行されるのは改正法の一部(料金改定関連のみ)であり、その他の改正内容の施行日は異なります。

----- 平成 20 年 6 月 1 日以降に引き下げとなる主な料金 -----

出願料(特許出願、外国語書面出願、特許法第 184 条の 5 第 1 項の規定による手続、特許法第 184 条の 20 第 1 項の規定による申出、商標登録出願、防護標章登録出願、重複登録商標更新登録出願)

特許料(昭和 63 年 1 月 1 日以降の出願、かつ平成 16 年 4 月 1 日以降に審査請求をした出願)

商標設定登録料、更新登録料(設定登録料、設定登録料(分納)、防護標章登録料、更新登録料、更新登録料(分納)、防護標章更新登録料)

国際登録に基づく商標権の個別手数料(出願料に相当する部分、設定時の登録料に相当する部分、更新登録料に相当する部分)

詳細については、特許庁ホームページをご参照下さい。

URL: http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/fy20_ryoukinkaitai.htm

盛岡地域若者サポートステーション運営協議会からのお知らせ

-ボランティア就業体験受入について-

盛岡地域若者サポートステーション運営協議会では、若年無業者の就業支援を行っており、その支援プログラムの中に「ボランティア就業体験」があります。この事業は、若年未就職者が自己の能力・適性の発見、就職に際して必要となる知識や技術、マナー等の習得の場の設置、企業等と若年未就職者との新たなマッチングの機会を創出することを目的としております。この「ボランティア就業体験」を経験した若年無業者の就職率は高く、就職には大きな効果がある就業支援プログラムです。

今回は、下記要領にて「ボランティア就業体験」の受入先についての募集を行っているところでございます。

1. 事業の趣旨・目的

若年層で未就職の方を対象に、2 週間程度、企業等での就業や農業等の体験を行うもので、無業の方が自己の能力や才能を発見し、就職するための知識や技能・マナー等を改めて認識すること、就労への一歩を支援することを目的とする。

2. 対象者

中学校卒業後の 15 歳から概ね 35 歳未満の無業の方(学生の方は対象になりません。)

3. 実施時期

平成 20 年度(～平成 21 年 3 月末まで)

4. 実施期間

ボランティアでの就業体験は、1 日 6 時間勤務のパート社員に準じて 5 日以上 20 日以内を目途に行い、受入企業及び就業体験者の意向、事情等により弾力的に設定します。(ただし、1 日 8 時間を越える労働または週 5 日を超える労働はできません。)

5. 体験者の保険への加入

ボランティア就業体験の実施にあたっては、盛岡地域若者サポートステーションにおいてボランティア就業体験者へのボランティア保険加入手続きを行います。(加入に係る費用は本人負担です。)

6. 体験中のサポート体制について

ボランティア就業体験を円滑に行うために、受入企業担当者及び体験者本人との面談、連絡を随時行います。

7. その他

就業体験期間中、受入企業及び体験写本に対して、受入手当及び体験手当等は支給されませんのでご了承下さい。

詳細については、盛岡地域若者サポートステーション運営協議会(TEL: 019-625-8460)まで、お問合わせ下さい。

財団法人 21 世紀職業財団からのお知らせ

- “ パートタイマー均衡待遇推進助成金 ” のご案内 -

パートタイマー均衡待遇助成金(短時間労働者均衡待遇助成金(事業主向け))パートタイマーと正社員の共通の評価・資格制度や短時間正社員制度の導入、パートタイマーの能力開発などといった均衡待遇に向けた取組に努められる事業主の皆様を支援する助成金です。

パートタイマーのやる気を引き出し、企業の活性化につなげていただくため、ぜひご利用下さい。

1. 支給申請ができる事業主

労働保険適用事業主(規模は問いません。)

2. 支給申請にあたって

(1)支給メニュー

正社員と共通の待遇制度の導入、パートタイマーの能力・職務に応じた待遇制度の導入、正社員への転換制度の導入、短時間正社員制度の導入、教育訓練制度の導入、健康診断制度の導入

(2)支給額等について

15万円～25万円(2回)

詳細については、財団法人 21 世紀職業財団岩手事務所(TEL：019-653-8681)までお問い合わせ下さい。

～ 先進組合事例のご紹介～

全国中央会が、毎年共同事業等に先進的に取り組んでいる組合事例を収集し、発行している「先進組合事例抄録」から、毎月本誌面で全国の組合を紹介していきます。

北杜市環境事業協同組合

所在地	〒408-0112 山梨県北杜市須玉町若神子 1500-1			設立	平成 18 年 3 月
出資金	6,000 千円	電話番号	0551-42-5371	F A X	0551-42-5374
地区	山梨県北杜市 及び韮崎市	主な業種	生活系一般廃棄物の 収集運搬業	組織形態	同業種同志型組合
組合員数	12 人	専従理事	なし	組合従業員	2 人
U R L	なし				

地域事情を熟知した地元業者が組合の強みを活かし交渉窓口の一本化と組合内の業務の統一を図り市の委託事業の随意契約を獲得、取扱品目を広げ組合員の事業活動に貢献

背景と目的

町村合併により委託業務契約の一本化が図られるのに対応して、合併区域内で生活系一般廃棄物の収集運搬を行っていた事業者が新市から受注を得る共同受注事業を実施することを目的に平成 18 年に設立。設立準備段階から行政(新市)と情報交換を行い、窓口の一本化とそれまで町村別にはばらばらだった料金の統一を図り、市の信認を得て委託契約において随意契約を獲得、新市の新事業年度スタートに併せ組合の事業を開始した。

事業・活動の内容

組合が請け負った収集運搬の範囲は広域にわたり、合併前の慣例も含め一般廃棄物の取扱いが地区毎に違うことから、市との契約に沿った形で地域にあった収集・運搬業務を行う必要があり、市と連携をとりながら地区毎の事情・状況に配慮した上で、適法な処理と迅速な対応を念頭に事業を実施している。共同受注の請求・精算システムを組合で構築し、これまで事業者毎に作成していた証票類のフォームを統一して事務処理の標準化・簡略化・明確化を行うとともに、請求・精算事務を組合事務局に集中することで組合員事業所の事務負担の軽減に貢献。

成果

共同受注体制の構築にあたり混在していた組合員間の業務の地域内調整が行われ、組合員の業務の効率化と同時に、業界内の秩序維持が図られている。また、行政(市)の信認を受けて委託業務の取扱品目が拡大し、それに併せて組合員の受注額も増大した。請求・精算の事務を組合事務局に集中することで、組合員事業所の煩雑な事務負担の軽減が図られ、組合員が本業に専心できる環境が整うとともに、各組合員は対外的な信用力が高まり金融機関との交渉による資金調達も円滑になり、組合員の経営力が向上したことで次代を担う後継者がそれぞれの事業所に入り会社経営に参画するという福利がもたらされている。

景況感の低迷依然続く(平成 20 年 4 月)

全体の概要

4 月は、依然として続く原油価格の高騰及び穀物相場の高騰や鋼材の値上り等の原材料価格の上昇の影響によるコスト増になっている。一方で、価格改定が追いついていない状況も見受けられる。

資金繰りが一時的に回復、収益は若干伸びているものの、原材料のコストアップによる収益率の利幅が減少、県内中小企業の景況は更に厳しく、依然として先行きが懸念される状況にある。

主な業界及び地域組合等の動向

漬物製造業

中国原料の製品を売場から撤去する動きが多い中、本県製品は極端な需要増で在庫が激減。販売店も価格交渉に柔軟な対応が見られ、野菜の高値も反映し、減収増益傾向であった。

菓子製造業

原材料価格が高止まりしている上に、バター類が極端に品薄状態で、このままでは製造に支障をきたしかねない深刻な状況である。

木材チップ製造業

パルプの原料の古紙が中国へ高値で輸出され不足。中国や開発途上国の需要旺盛、船賃の値上り傾向のため、輸入チップの価格高騰が予想され、国内チップの見直しが必要となる。

印刷・同関連業

用紙の値上分を価格に転嫁できるか苦慮している。

金属製品製造業

売上増加、販売価格上昇となっているが、資材の高騰によるもので値上り分を吸収できない。

一般機器製造業(北上市)

原材料の仕入価格上昇および材料納入に時間がかかる。さらに、コストダウン要請がみられる。

畳製造業

石油製品の値上げに伴い畳の材料が値上がりし、発注数量の減少と過当競争から販売価格の低下を招

いており、利幅の減少が一番痛い。

燃料小売業

小売販売業者は仕入価格上昇分を価格転嫁しているが、販売価格は当分高値のまま推移しそうな状況。

商店街(一関市)

原材料の値上分が販売価格の上昇となってあらわれているが、組合店の売上高はほぼ前年割れである。

商店街(盛岡市)

消費の環境はますます悪化、小売店はかなり苦境に追い込まれている状況。

自動車整備業

仕事量そのものの大きな変化はないが、原油高による塗装資材の値上げを価格に転嫁できないため、収益は悪化している。

建物サービス業

入札制度の変更等で委託料の下落は続いており、収益率は落ちている。

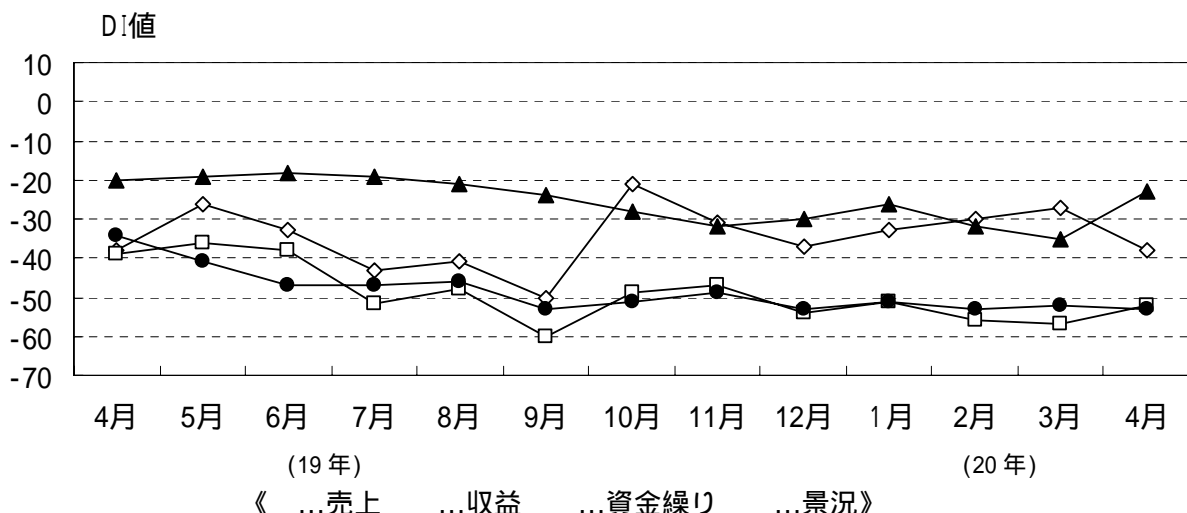
板金工事業

元請ゼネコン、工務店の価格競争が一段と激しく、利益が出ない中でも努力している状況である。

一般常用旅客自動車運送業

地方の景気低迷や年金・医療制度問題などが絡んで利用客が減少、依然として収益は落ち込んでいる。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比DIの推移グラフ(H19年4月~H20年4月)



本会鈴木会長、平成20年度県勢功労者に選ばれる

今年度の県勢功労者に本会鈴木会長の他2名が選ばれ、去る5月26日(月)知事公館にて表彰式が行われた。県勢功労者顕彰は県表彰の最高位に位置し、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となる者を県勢功労者として昭和55年度から顕彰している。

本年度の県勢功労者については、県内各界の代表で構成する県勢功労者顕彰選考委員会に諮り決定したもので、鈴木会長は岩手県中小企業団体中央会会長等として、企業の経営安定化と経営体質改善に注力し、中小企業の振興に寄与した他、県酒造協同組合理事長として酒造技術の向上、流通機構の近代化を推進した功績が認められた。

厚生労働省からのお知らせ

- 毎月勤労統計調査特別調査についてのごお願い -

厚生労働省では、本年7月31日現在で、常用労働者を1人から4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1~4人規模事業所における賃金、労働時間及び労働者数の動向を都道府県別に明らかにするなどの目的をもつ大切な調査です。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて統計調査員が訪問して調査票を作成いたします。

調査票に書かれた事柄は「統計法」により、厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いられることは禁じられています。

ご多忙のこととは存じますが、調査へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

調査対象地域

盛岡市、奥州市、花巻市、北上市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、岩手町、紫波町、西和賀町、川井村、洋野町

調査をお願いする事業所

常用労働者1~4人の事業所

14大産業に属する事業所

(鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの))

詳細につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

岩手県総合政策部調査統計課 経済統計担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 TEL: 019-629-5305 FAX: 019-629-5309

主要日誌 (5月1日~5月31日)

中央会主催事業

5/14 中央会第53回通常総会

関係機関・団体主催行事への出席等

5/1 盛岡市新事業創出支援センター開所式

5/9 新現役チャレンジ説明会

中心市街地活性化推進事業説明会

宮古市産業支援フォーラム2008

岩手県旅館ホテル生活衛生(同業)創立50周年記念祝賀会

5/15 下請ガイドライン普及事業説明会

5/19 YOSAKOIさんさ実行委員会

5/19 岩手県生活衛生営業指導センター理事会

5/23 岩手県青少年育成県民会議

5/26 地域力拠点事業説明会

県勢功労賞伝達式

平泉観光キャンペーン誘客宣伝会議

5/27 花巻市技術振興協会理事会

国民体育大会岩手県準備委員会

5/30 (社)岩手県産業貿易振興協会理事会・総会

貸付審査委員会

地域力連携拠点事業開所式